

府中市告示第 1 3 6 号

府中市市税条例（昭和 2 9 年 5 月府中市条例第 1 4 号）第 1 8 条の 2 第 1 項（府中市都市計画税条例（昭和 3 1 年 6 月府中市条例第 1 7 号）第 6 条又は府中市国民健康保険税条例（昭和 3 5 年 4 月府中市条例第 9 号）第 1 5 条の規定により適用する場合を含む。以下これらの条例を「税条例」という。）の規定に基づき、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）又は税条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に掲げる地域に住居等を有する者に係るもので、その期限が令和 8 年 7 月 2 8 日以降に到来するものについては、その期限を別途告示で定める期日まで延長する。

令和 8 年 8 月 2 5 日

府中市長 高 野 律 雄

都道府県名	指定地域
熊本県	八代市、宇土市、宇城市及び八代郡氷川町